

名古屋市都市公園条例の一部改正について

瑞穂公園の管理等に関する規定を整備する等のため、名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）の一部を改正する必要がありますが、この条例の改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により教育委員会の意見を求められますので、下記のとおり提出します。

令和2年2月7日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

記

1 改正理由・内容

瑞穂公園の設置及び管理等に関して、名古屋市都市公園条例の特例その他必要な事項が、名古屋市瑞穂公園条例（昭和59年名古屋市条例第24号）において定められるため、所要の改正を行います。

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

3 条例案・新旧対照

別紙のとおり（囲み枠部分）が教育に関する事務に当たる部分）

(案)

令和2年第 号議案

名古屋市都市公園条例の一部改正について

名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和2年 月 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「次の各号」を「次」に改め、同項第5号中「はり紙、はり札」を「貼り紙、貼り札」に改め、「（別表第1 1 有料公園施設の表に掲げる大型映像装置及び電光表示装置による場合を除く。）」を削り、同項第10号中「立入」を「立入り」に改め、同項第11号中「車馬を乗り入れ、又はとめおく」を「車両を乗り入れる」に改める。

第12条第1項中「（鶴舞公園多目的グラウンド及び東山公園テニスコートを除く。）」を削る。

第13条の3及び第13条の4を削る。

第18条の3第1項ただし書を次のように改める。

ただし、第18条の6第2項の規定による答申を受けて民間事業者を選定する場合にあっては、別表第3施設の設置の状況等に鑑み、第3項各号に掲げ

る選定基準を満たす者のうちから指定しようとするものを選定することができる。

第18条の3第3項第4号を次のように改める。

(4) 第1項ただし書の規定によって別表第3施設の指定管理者の指定を受けようとする者にあつては、同項ただし書に規定する民間事業者が法第5条第1項の許可を受けて設置又は管理を行う公園施設を一体的に管理することができること。

第18条の5の次に次の1条を加える。

(名古屋市緑政土木局公園施設整備等事業者選定委員会)

第18条の6 市長の附属機関として、名古屋市緑政土木局公園施設整備等事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、市長の諮問に応じ、緑政土木局が所管する公園施設（市長の定めるものに限る。）の整備等の事業を実施する民間事業者の選定に関する事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。
- 3 委員会は、前項に掲げる事項について、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。
- 4 委員会は、委員32人以内をもって組織する。
- 5 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。
- 6 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 7 委員の任期は、委嘱され、又は任命された日から第2項の諮問に対する答申を市長が受けた日までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 臨時委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、調査審議事項を明示して市長が委嘱し、又は任命する。
- 9 臨時委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときに解嘱され、又は解任されるものとする。
- 10 委員会には、必要に応じ、委員（その調査審議事項に係る臨時委員を含む。）の一部をもって部会を置くことができる。
- 11 委員会は、前項の規定により部会を置いた場合においては、あらかじめ委

員会の定めるところにより、当該部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

12 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1 1 有料公園施設の表瑞穂公園の項を削り、同表中

「

鶴 舞 公 園	多目的グラウンド
	テニスコート

を

」

「

鶴 舞 公 園	テニスコート
---------	--------

に改め、

」

同表東山公園の項中

「

	展 望 塔
	テニスコート
	センターコート
	屋内コート
	屋外コート
	同 附 属 設 備
	会 議 室
	拡 声 器

を

」

「

	展 望 塔
--	-------

に改める。

」

別表第2 5 有料公園施設を利用する場合の表中「（東山公園テニスコートを除く。）」を削る。

別表第2の2を削る。

別表第3中

瑞穂公園の公園施設（市長の定めるものを除く。）

鶴舞公園多目的グラウンド

鶴舞公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）

東山公園展望塔

東山公園テニスコート

を

鶴舞公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）

東山公園展望塔

に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、緑政土木局が所管する公園施設の整備等の事業を実施する民間事業者の選定に関し、必要な事項を調査審議させるため、名古屋市緑政土木局公園施設整備等事業者選定委員会を設置する等の必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

名古屋市都市公園条例 (抜すい)

(行為の制限及び禁止)

第 4 条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、

法第 5 条第 1 項又は法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による許可を受けた者及び第 1 号から第 3 号までに掲げるものについて市長の許可を受けた者が当該許可に係る行為をするときは、この限りでない。

- (1) }
{ (略)
(4) }

(5) 貼り紙、貼り札その他の方法 はり紙、はり札 (別表第 1 1 有料公園施設の表に掲げる
大型映像装置及び電光表示装置による場合を除く。) によって広告を表示
し、又は広告を散布すること。

- (6) }
{ (略)
(9) }

(10) 立入りを禁止されている区域に立ち入ること。

(11) 指定された場所以外の場所へ 車両を乗り入れる
車馬を乗り入れ、又はとめおくこと。

- (12) }
{ (略)
(13) }

- 2 }
{ (略)
5 }

(使用料)

第12条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第4条第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は有料公園若しくは有料公園施設~~(鶴舞公園多目的グラウンド及び東山公園テニスコートを除く。)~~を利用しようとする者は、別表第2に掲げる額又は同表に掲げる額の範囲内において市長が定める額の使用料を納入しなければならない。

2 }
3 } (略)
4 }

~~(利用料金)~~

第13条の3 ~~有料公園施設のうち鶴舞公園多目的グラウンド及び東山公園テニスコートを利用しようとする者(以下この条において「利用者」という。)~~
~~は、第18条の2の規定によりこれらの施設の管理を行わせる指定管理者にその利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。~~

2 ~~利用料金の額は、別表第2の2に定める基準額に0.7を乗じて得た額から当該基準額に1.3を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。~~

3 ~~利用料金は、指定管理者の収入とする。~~

4 ~~既納の利用料金は、還付しない。ただし、利用者が自己の責に帰することができない事由によってその利用ができなくなった場合その他指定管理者が正当な理由があると認めた場合は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。~~

~~(利用料金の減免)~~

第13条の4 ~~指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金の~~

全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者の指定の手続)

第18条の3 市長は、別表第3施設の指定管理者の指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、選定に参加する者に必要な資格、管理の基準その他の選定について必要な事項を明示し、公募するものとする。ただし、第18条の6第2項の規定による答申を受けて民間事業者を選定する場合にあっては、当該施設の設置の状況等に鑑み、第3項各号に掲げる選定基準を満たす者のうちから指定しようとするものを選定することができる。

2 (略)

3 市長は、次に定める基準に従い、指定管理者を選定するものとする。

(1) }
(2) } (略)
(3) }

(4) 第1項ただし書の規定によって別表第3施設の指定管理者の指定を受け、次の表の左欄に掲げる施設の指定管理者の指定を受けようとする者にあつては、同項ただし書に規定する民間事業者が法第5条第1項の許可を受けて設置又は管理を行う公園施設を一体的に管理することができること。

瑞穂公園の公園施設（市長の定めるものを除く。）	名古屋市瑞穂運動場条例（昭和59年名古屋市条例第24号）第1条第1項に規定する瑞穂運動場
-------------------------	--

4 (略)

(名古屋市緑政土木局公園施設整備等事業者選定委員会)

第18条の6 市長の附属機関として、名古屋市緑政土木局公園施設整備等事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、市長の諮問に応じ、緑政土木局が所管する公園施設（市長の定めるものに限る。）の整備等の事業を実施する民間事業者の選定に関する事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。
- 3 委員会は、前項に掲げる事項について、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。
- 4 委員会は、委員32人以内をもって組織する。
- 5 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。
- 6 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 7 委員の任期は、委嘱され、又は任命された日から第2項の諮問に対する答申を市長が受けた日までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 臨時委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、調査審議事項を明示して市長が委嘱し、又は任命する。
- 9 臨時委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときに解嘱され、又は解任されるものとする。
- 10 委員会には、必要に応じ、委員（その調査審議事項に係る臨時委員を含む。）の一部をもって部会を置くことができる。
- 11 委員会は、前項の規定により部会を置いた場合においては、あらかじめ委員会の定めるところにより、当該部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。
- 12 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1 公園施設

1 有料公園施設

有料公園施設が属する公園の名称	有料公園施設の名称
瑞穂公園	陸上競技場
	同附属設備
	会議室
	陸上競技器具
	拡声器
	大型映像装置
	北陸上競技場
	同附属設備
	陸上競技器具
	拡声器
	電光表示装置
	レクリエーション広場
	ラグビー場
	同附属設備
	会議室
	入浴場

	拵 声 器
	天 型 映 像 装 置
	ラ グ ビ ー 練 習 場
	野 球 場
	同 附 属 設 備
	会 議 室
	拵 声 器
	ス コ ア ボ ー ド
	相 撲 場
	弓 道 場
	ア ー チ ョ リ ー 場
	テ ニ ス コ ー ト
	同 附 属 設 備
	会 議 室
	拵 声 器
	プ ール
	練 習 プ ール
	屋 内 プ ール

	同 附 属 設 備
	ロ ッ カ ー
	ト レ ー ニ ン グ 室
	宿 泊 研 修 室
	駐 車 場
(略)	

別表第2 使 用 料

区 分	使 用 料 の 額		
(略)			
5 有料公園施設を利用する場合			
有 料 公 園 施 設 の 名 称	使 用 料 の 額		
	昼 間	半 日	夜 間
(略)			
その他の公園のテニスコート (東山公園テニスコートを除く。)	(略)		
(略)			

別表第2の2 利用料金

有 料 公 園 施 設 の 名 称	利用料金の基準額		
	鶴舞公園多目的グラウンド(1面)	1時間	8,000円
東山公園テニスコート (1面)	センターコート	2時間	6,000円 (7,500円)
	屋内コート	2時間	4,500円
	屋外コート	2時間	3,000円
同 附 属 設 備	会議室(1室)	1時間	400円

備考

- 1 ()内の額は、観覧席を使用する場合に適用する。
- 2 鶴舞公園多目的グラウンド及び東山公園テニスコートに係る夜間照明のための電気料金については、指定管理者が市長の承認を得て認定する実費相当額を利用料金に加算する。
- 3 その他の附属設備の利用料金の基準額は、附属設備の種類又は品目ごとに規則で定める額とする。